

「消費税」および「地球温暖化対策のための税」の
税率引き上げに伴うガス料金の改定について

弊社は、平成 26 年 4 月 1 日から「消費税」および「地球温暖化対策のための税」の税率が引き上げられることに伴い、ガス料金を改定することとし、本日、中国経済産業局長に対し、一般ガス供給約款の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。あわせて、選択約款についても同日、変更の届出を行いました。

弊社といたしましては、今後とも都市ガスの安定供給、保安の確保ならびにお客さまサービスの向上に努めるとともに、業務全般にわたり合理化・効率化を進め、公益事業としての使命遂行に全力を傾注してまいり所存でございます。

【一般ガス供給約款の変更の主な内容】

1. 「消費税」の税率引き上げに伴う改定

平成 26 年 4 月 1 日から消費税の税率が 5%から 8%に引き上げられることに伴い、税率の引き上げ分を 5 月分ガス料金から反映します。

なお、4 月 1 日以降にご使用を開始されたお客さまについては、4 月分ガス料金から新単価を適用します。

注) 3 月のご使用分が含まれている 4 月分のガス料金については、消費税法上の経過措置に基づき現税率の単価を据え置くこととします。

2. 「地球温暖化対策のための税」の税率の引き上げに伴う改定

平成 26 年 4 月 1 日から、化石燃料に課税される「地球温暖化対策のための税」の税率が引き上げられることに伴い、6 月分ガス料金から以下の単価を上乗せした新単価を適用します。

	上乗せ単価
使用ガス量 1 m ³ につき	+0.21 円 (消費税別)

注) 4 月以降に調達したガスを使用することで税率引き上げの影響が出る時期を考慮し、6 月 1 日以降のご使用分から新単価を適用します。

注) 6 月分の使用ガス量は、5 月ご使用分(5 月検針日の翌日から 5 月 31 日まで)、6 月ご使用分(6 月 1 日～検針日まで)に日数比で按分し算定します。

以 上

(参考1) 標準的なご家庭の1か月あたりのガス料金における影響額

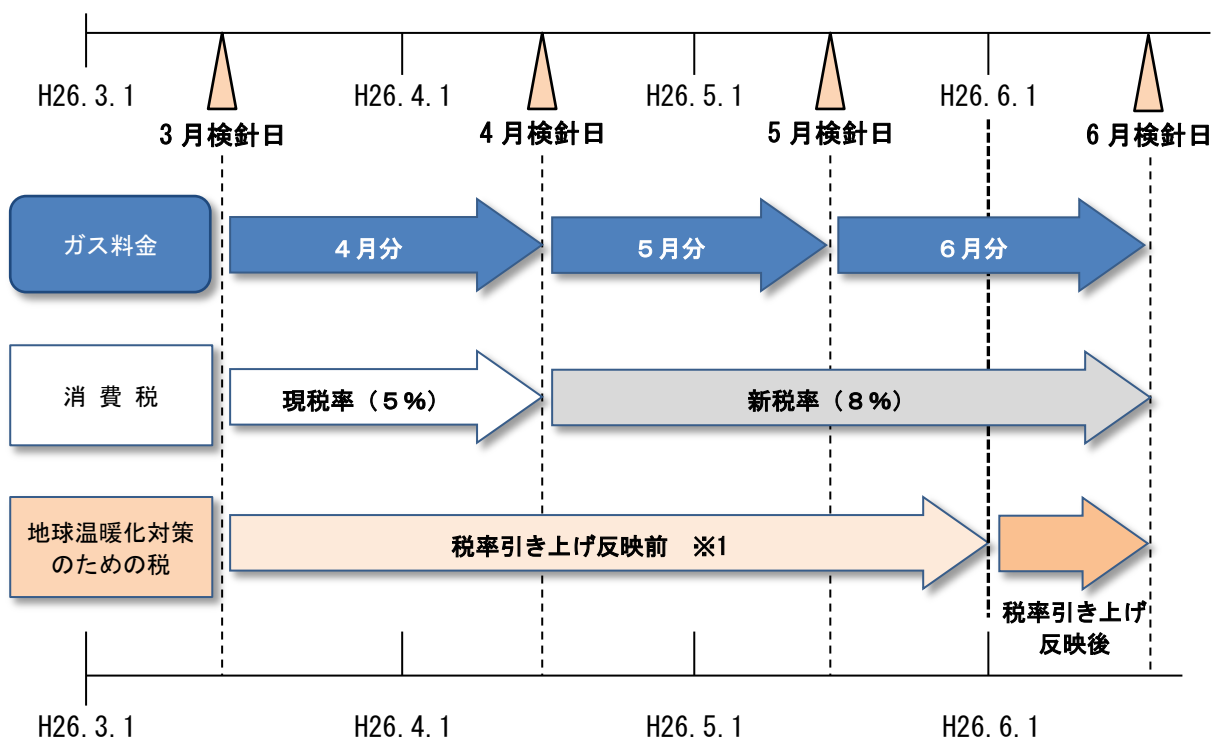
使用ガス量	現行ガス料金	「消費税」の税率 引き上げ後	「地球温暖化対策のた めの税」の税率引き上げ後
25 m ³	5,681 円	5,843 円	5,849 円
		影響額 +162 円	影響額 + 6 円

注) 「消費税」および「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げによる影響額は、1か月分を通して新単価が適用された場合の金額です。

注) 5月分の原料費調整額が未定のため、基準単位料金で算定しています。(一般ガス供給約款)

(参考2) 料金算定のイメージ

平成26年3月31日以前から継続してご契約いただいている場合、ガス料金は以下のとおり算定します。



※1 6月分の使用ガス量は、5月ご使用分(5月検針日の翌日から5月31日まで)、6月ご使用分(6月1日～検針日まで)に日数比で按分し算定します。